

行政文書一部公開決定通知書

20市経名整第31号  
平成21年2月12日

名古屋市民オンブズマン

代表 倉橋 克実 様

実施機関

名古屋市長 松原 武久



平成21年1月28日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	平成20年度都市・地方整備局所管補助金交付申請書 補助金交付決定通知書	
行政文書の公開の日時 及び場所	日時	平成21年2月17日 午前10時 午後
	場所	市民情報センター
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	
行政文書の一部を公開 しない理由	名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号に該当。 当該行政文書に記載されている工事費の内訳に係る数量、金額については、公にすることにより、今後の契約事務の公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
備考		

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
2 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127

様式1-1

20市経名整 第11号  
平成20年6月9日

国土交通省 中部地方整備局長  
金井 道夫 殿

名古屋市長 松原 武久



平成20年度都市・地域整備局所管補助金交付申請書

平成20年度都市・地域整備局所管補助事業について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規程により、関係書類を添え別紙のとおり申請します。

都市公園事業 1件



平成20年度補助事業箇所別表(交付申請)

(単位千円)

番号

補助事業等の名称/目的及び内容		補助金の算出方法	
事業名	都市公園	事業費(C)	32,000
箇所名	名城公園	控除額(D)	
事業認可告示年月日	平成20年5月20日	補助基本額 (E) = (C) - (D)	32,000
事業施行期間	平成20年度~平成29年度	補助率	1/2
工事施行延長又は面積	0.3ha	補助金額(F)	16,000
用地面積及び物件戸数等	———	事務費の算出方法	
事業完了予定期間	平成21年3月31日	事務費(B)	0
経費の配分		事務費の控除額(G)	———
本工事費	32,000	事務費(補助対象分) (H) = (B) - (G)	0
附帯工事費	———	補助限度額(I)	1,120
測量及び試験費	———	摘要  事務費限度額(千円)  $16,000 \times 0.07 = 1,120$  計 1,120	
用地費及び補償費	———		
機械器具費	———		
営繕費	———		
換地諸費又は権利変換諸費	———		
工事費計(A)	32,000		
事務費計(B)	0		
事業費 (C) = (A) + (B)	32,000		

様式第8 本工事費内訳表

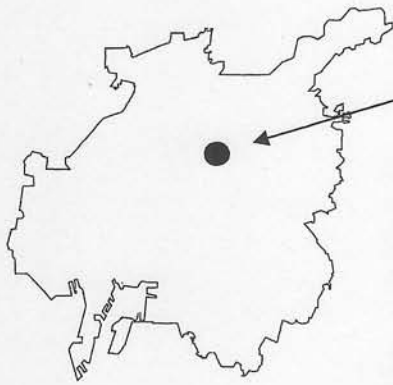
工事1

本工事費内訳表(都市公園事業)

本工事費合計額							32,000,000円	
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本 工 事 費	敷地造成工 (遺構保護)	土工	砂敷き	m <sup>2</sup>				遺構保護面積 全体:4,726m <sup>2</sup>
			防湿フィルム敷き	m <sup>2</sup>				
			遺構保護シート敷き	m <sup>2</sup>				
			コンクリート	m <sup>3</sup>				
			型枠	m <sup>2</sup>				
			鉄筋	t				
			直接工事費計					
本 工 事 費 計	計(工事原価)	共通仮設費						
		共通仮設費計	共通仮設費(率分)	式	1			
		小計(純工事費)						
		現場管理費		式	1			
		一般管理費等		式	1			
	工事価格							
	消費税等相当額							
	工事費計						32,000,000	

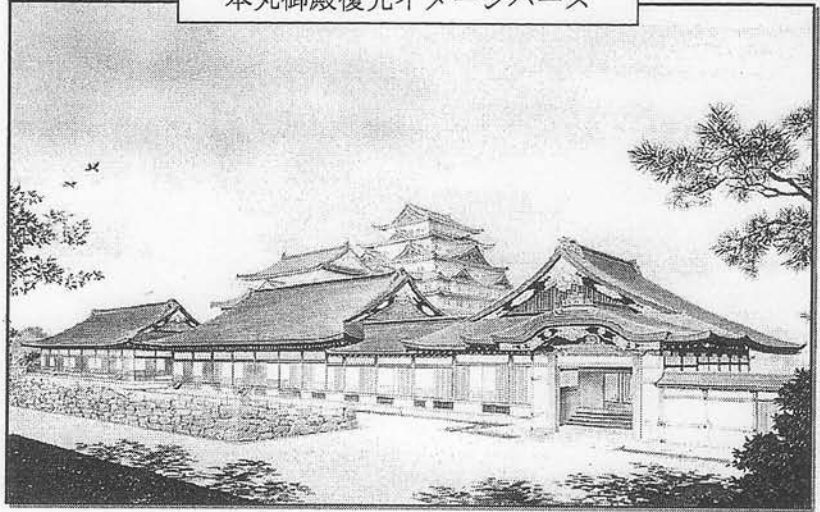


位置図



名城公園

本丸御殿復元イメージパース



体験学習施設



名古屋市 長

補助金交付決定通知書

平成20年6月9日付け20市経名整第11号で交付申請のあった平成20年度都市・地域整備局所管補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

なお、本事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保されたい。

平成 20 年 6 月 9 日

国土交通省  
中部地方整備局長



記

- 1 補助金の交付決定額は、別紙のとおりとする。
- 2 この補助金の対象となる事業、その内容及びこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。
- 3 補助金の額の確定は、補助事業に要する経費（補助基本額）の実支出額に補助率を乗じて得た額をもって行うものとする。
- 4 補助事業の交付の条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の実施について次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ中部地方整備局長の承認又は指示を受けなければならない。
    - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
    - ロ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき
    - ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
    - ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったとき
  - (2) 補助事業が完了した場合において、機械、器具、仮設物その他の備品及び材料が残存するときは、中部地方整備局長の承認を得て補助事業の完了後これと同種の他の補助事業に使用する場合を除き、当該物件の残存価格に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た金額を国庫に返還しなければならない。
  - (3) 補助事業が完了した場合において、補助事業の施行により発生した物件があるときは、当該物件の価格を補助基本額から控除することがある。
  - (4) 本補助金について、当該地方公共団体の歳入歳出予算における予算科目別の計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。



